

## I 包括外部監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査である。

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

#### (1) 監査テーマ

水道事業及び下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について

#### (2) 監査対象

次の部局の所管する地方公営企業及び関係部署を対象とする。

健康福祉部	:	水道事業
県土整備部	:	流域下水道事業
企業局	:	工業用水道事業 水道用水供給事業

#### (3) 監査の対象期間

原則として、令和 6 年度（必要に応じて他の年度についても対象とする）。

### 3. テーマを選定した理由及び監査の視点

群馬県は、関東の北西部、東京から 100 km 圏内に位置し、東京への通勤も 1 時間と一般的な通勤圏内とされる時間内にある。南部に平坦地が広がり、北部や西部は山地が多くを占める内陸県である。県北部には、流域面積で日本一を誇る利根川の水源があり、国土交通省所管、県土整備部所管等併せて 40 を超える多くのダム施設を有し、東京をはじめとする関東地方の水瓶として貴重な水資源を供給している。

そのため、流域下水道の整備による流域河川の水質保全是、本県のみならず関係する他県の飲料水にも影響する重要な任務であるが、令和 6 年度末において市町村別の汚水処理人口普及率は、全国平均 93.7% に対して群馬県は 85.8% となっており、令和 5 年度末から 0.8 ポイント増加しているものの、全国順位 38 位にとどまっており、普及率の向上は継続的な課題となっている。

加えて、最近、近県において流域下水道の下水道管の破損に起因すると思われる陥没が起き、人命に影響を及ぼす事故が発生している。水道の整備が始まり、半世紀の年月が経過していることによる老朽化も原因の一つとしてあげられている中で、本県においても、長期的視野に立ち永続的に水質保全事業を実施するための事業のあり方について、負担の公平性の観点及び経済性・効率性・有効性の観点から包括外部監査のテーマとすることは意義のあることであると判断した。

工業用水道事業についても、地域開発のための基盤整備事業として、環境及び国土の保全を図る地盤沈下対策事業として重要な役割を果たしてきた。日本の地方企業はここ数年で大きく変革している中で、工業用水道の需要は変化してきており、今後の事業のあり方について再度長期的な視点に立ち有効性・効率性の観点での検討が必要であると考える。

#### 4. 主な監査手続

- (1) 関係所属からの概況聴取
- (2) 関係資料の閲覧・吟味・分析・ヒアリング等
- (3) 現場往査（関係帳簿等の閲覧・ヒアリング等）

#### 5. 監査の実施期間

令和7年9月5日から令和8年3月25日まで

#### 6. 包括外部監査人及び補助者

- (1) 包括外部監査人  
公認会計士 正田 章倫
- (2) 補助者  
公認会計士 宮一 行男  
公認会計士 田中（北原）陽子  
公認会計士 塚原 督成  
公認会計士 立見 嘉章  
弁護士 村越 芳美

#### 7. 利害関係

群馬県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第252条の29に定める利害関係はない。

#### 8. その他

- (1) この報告書は、法第252条の37第5項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、法第252条の38第2項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。本報告書における「指摘事項」と「意見」の区分の方法は、以下のとおりである。「指摘事項」は、主として法令や規則等に違反しているか、又は著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県に是正・改善が必要と認められた事項とする。これに対し、「意見」は、不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされたものであり、県に是正・改善について検討を求める事項とする。
- (2) 上記意見は、各所属に対しての改善意見であるが、項目によっては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。
- (3) 報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。
- (4) 報告書文中の□で囲まれた中の記載は、当該指摘事項や意見等を要約して記載したものである。